

## 東広島市パートナーシップ宣誓制度の概要

### 1 制度の目的

すべての人が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができる社会の実現を目指す。

パートナーシップ宣誓制度は、この目的を達成するためのひとつの取り組みである。

### 2 制度の概要

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係(パートナーシップ)であるという宣誓書を東広島市に提出する。

東広島市は、それを受け取った証として、受領証と受領カードを二人に交付する。この制度に法的効力はないが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待するものである。

また、受領証や受領カードの提出により、東広島市の公的サービスを受けることが可能となったり、民間企業で提供するサービスを受けることが可能となる。

### 3 施行開始日・近隣市町との相互利用開始日

令和5年4月1日

### 4 宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービス

別紙(案)のとおり

### 5 制度の相互利用とは

パートナーシップを宣誓した人が協定自治体間で居住異動する場合、転出元に継続使用申請書を提出すると、転出先での手続きを行うことなく、転出元の受領証等を継続して使用することができるもの。

(R4. 11月現在で、広島市、安芸高田市、三原市、廿日市市、府中町、海田町との締結を予定。)